



喜多村緑郎



林与一



田村亮



石倉三郎



仁支川峰子



松村雄基



大津嶺子



西川忠志



東千晃



鶴田さやか



いま寛大



笑いは生きる力!

人生をかけて笑いを愛した
吉本せいの一代理

2019年
7月3日(水)初日
~27日(土)千穂楽

笑う門には福来たる

女興行師 吉本せい



藤山直美

浅香哲哉 演出
佐々木 脚色
小幡欣治 原作
矢野誠一 脚色
「桜月記」より

製作 松竹
協力 吉本興業

7月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
屋の部 11:00	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	○
夜の部 16:00	○	○	○	○	○	演	○	○	○	○	○	○	○	演	○	○	○	○	○	演	○	○	○	○	○

5月25日(土)10:00より
電話予約・Web販売開始!

新橋演舞場

料金(税込) 1等席 13,000円 / 2等席 9,000円 / 3階A席 5,000円 / 3階B席 3,000円 / 桟敷席 14,000円

〒104-0061 東京都中央区銀座6-18-2
☎03(3541)2600 地下鉄「東銀座」[築地市場]駅下車

矢野誠一 原作（中央公論社刊）
 小幡欣治 脚色『桜月記』より
 浅香哲哉 演出

笑う門には福来たる

〜女興行師 吉本せい〜

笑いは生きる力！

笑いの王国 吉本の創始者・吉本せいの
 波瀾万丈の人生を藤山直美が魅せます！

数々の舞台や映画になったジャパニーズドリーム！

桂春団治、エンタツ・アチャコ、笠置シヅ子…

一時代を築いた芸人たちの生き様や華々しい演芸史の変遷も。

興行界で成功を収めた実在の女性の強さや哀しさを、笑いと涙で描く、

藤山直美の真骨頂！ 人情味あふれる女の一代記をお楽しみください！

大阪船場で三代続く荒物問屋 箸吉に嫁
 いだ米穀商の娘・せい。芸人や寄席に夢中な夫
 に代わり、生まれたばかりの赤子を抱え、店
 を切り盛りしてきた。しかし、夫が芸人を集
 めて興行師の真似事を始め、店は一気に傾い
 てしまう。せいは伯父達の最後の援助を元手
 に、夫に好きなことで商いをさせる事を決意
 し興行師となる。

三年の月日が経ち、寄席主になったものの、
 一流の芸人からは三流の端席と言いつ捨てられ、
 世間からも冷たくあしらわれていた。それで

も二人は「大阪中の人を笑わせ、必ず日本一
 の興行師になつたる！」と励まし合い、前向き
 に生きていく。

寄席数も数十軒に増えた頃、せいは一流の
 寄席に仲間入りするためには大阪一の噺家・
 桂春団治を口説き落さなければならぬと
 考え、奉公先から呼び寄せた弟・林正之助と
 共に、春団治に直談判をしかける。

その後も幾多の苦難を夫婦二人三脚で乗
 り越えた。夫の急逝後せいはその遺志を引継
 ぎ、笑いの王国 吉本を築き上げる。

美術 前田晴彦
 照明 高山正人
 音楽 藤博司
 音効 内藤由美子
 効果指導 山崎英華
 子役指導 内海幸華
 寄席囃子 山中島幸華
 演出助手 中尾健則
 舞台監督 瀬尾健則
 同柳田恭子
 制作助手 中村恭子



桂文三



武岡淳一



大竹修造



曾我廼家玉太呂



瀬川菊之丞



大原ゆう



ミヤ蝶美



ミヤ蝶子



藤村薫



伊賀健二



パンチみつお



鍋島浩

製作 松竹
 協力 吉本興業

5月25日(土)10:00より電話予約・Web販売開始!

※窓口販売・お引取は、5月27日(月)10時より ※窓口販売別枠でのお取置きはございません。

チケットホン松竹 0570-000-489 または 03-6745-0888 チケットWeb松竹 チケットWeb松竹 検索

※電話番号のおかけ間違いには充分ご注意ください。

新橋演舞場

東京都中央区銀座6-18-2 TEL.03-3541-2600

料金(税込) 1等席 13,000円
 2等席 9,000円 / 3階A席 5,000円
 3階B席 3,000円 / 桟敷席 14,000円

●eプラス eplus.jp ●チケットぴあ 0570-02-9999 (Pコード490-895) t.pia.jp / ●ローソンチケット 0570-084-003 (Lコード34579) l-tike.com / ●CNプレイガイド 0570-08-9999 cncn.jp

団体のお申し込み・お問い合わせは ☎03-3541-2111 販売課まで

松竹ホームページ http://www.shochiku.co.jp

2019年度 群馬県身障連 新橋演舞場 日帰り観劇の旅

- 旅行日程： **2019年7月4日(木) 日帰り**
- 旅行代金：大人お一人様 17,000円
- 参加条件：ご参加者は県内の身体障害者、その家族、ご友人、付添者に限らせていただきます。
介助が必要な方は付添者の同行が必要になります。
お申し込みの際には身体障害者手帳のコピーを必ず添付ください。
- 定員：40名（最少催行人数 30名）
※ご予約につきましては先着順とさせていただきます。定員になった後の予約につきましては、ご要望があればキャンセル待ちにてお受けいたします。
- 添乗員：添乗員は同行いたします。
(県身障連事務局員が同行しますが、専任の手話通訳者の同行はありませんのでご了承ください)
- 乗車場所：**1. 桐生駅南口 2. 前橋駅南口 3. 高崎駅東口ヤマダデンキ前 4. 道の駅玉村宿**
※北毛・吾妻地区の方はご相談ください。
- 申込方法：所定の申込書に必要事項を記入し、**2019年5月10日(金)**までに、東武トップツアーズ宛にFAXまたは郵送でお申し込みください。
※FAXでのお申し込みに関し、受信確認の連絡をFAXさせていただきます。
※お申込書は会員確認のため東武トップツアーズにて受付後、事務局へ取次ぎます。
- ご出発の最終ご案内および旅行代金のお支払いについて
 - (1)お申込み締切および集計後、ご出発2週間程度前までにご送付する「ご案内書」にて、確定出発時間および集合場所をお知らせいたします。
 - (2)お申込締切および集計後において、最少催行人数に満たない場合は、中止とさせて頂き、既にお振込みされた方には中止のご連絡をいたします。
 - (3)お申込受理後、送付させていただきます「コンビニエンスストア用振込票」にて、**5月31日(金)**までに、最寄のコンビニエンスストアよりご送金下さい。

期 日	行 程
7/4 (木)	<p>県内各地 === 玉村IC === 三好PA (休憩) === 《首都高》 === 6:00~7:30</p> <p>新橋演舞場 藤山直美主演「笑う門には福来たる」公演鑑賞 (1等席利用) 10:30開場 11:00開演 14:30終演予定 ※幕間休憩時に昼食用の弁当をお渡しいたします。</p> <p>=== 《首都高・関越道》 === 高坂SA (休憩) === 県内各地 17:30~19:00</p>

※上記行程、時間は道路事情などにより、変更になる場合がございます。

※食事回数：昼1回

貸切バス利用会社：群馬福祉交通 リフト付バス利用

■ 企画立案

(公社) 群馬県身体障害者福祉団体連合会

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 TEL. 027-255-6274 / FAX. 027-255-6275

■ 旅行企画・実施 (お問合せ・お申込み)

観光庁長官登録旅行業第38号

東武トップツアーズ株式会社 高崎支店

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員

〒370-0828 群馬県高崎市宮元町212 高崎宮元町ビル3階 TEL. 027-325-3201 / FAX. 027-325-3913

営業時間 平日9:00~18:00 (土日祝日休業)

総合旅行業務取扱管理者：飯田 雅晴

東19-074

旅行条件 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社高崎支店(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)、並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 複数のお客様によるご旅行の場合は、あらかじめ当該団体・グループにおける責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定め、当社にお申込みください。当社は、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行います。
- (2) **事務局に申込金(旅行代金)を添えてお申込書をお渡し下さい。**事務局が前項の契約責任者として申込を取りまとめの上、当社にお申込いただけます。
- (3) お申込みの時点では旅行契約は成立していません。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。
- (5) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は当社指定の期日までにお支払いください。

3、旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
- (1) 航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金 (2) 宿泊料金及び税・サービス料金 (3) 食事料金及び観光料金(バス等の料金、ガイド料金、入場料金等) (4) 手荷物運搬料金 (5) 団体行動中のチップ (6) 添乗員が同行する場合は添乗員同行費用 (7) 空港施設使用料 (8) 消費税等諸税・サービス料金、等
- *上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

4、旅行代金に含まれないもの

- 第3項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 超過手荷物料金 (2) クリーニング代、電話料、ホテルの従業員等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用 (3) ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等 (4) 一人部屋追加代金 (5) オプションツアーの代金、等

5、旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様のご負担となります。(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

6、旅行契約の解除

- (1) お客様は、右記の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
- (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、右記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあたる場合は10日目)にあたる日以後8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以後2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

7、旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。(2) 添乗員が同行しない旅行にあっては必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

8、当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、当社は責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止
 - ③自由行動中の事故
 - ④食中毒
 - ⑤盗難
 - ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

9、旅程保証

- (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計1%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。
 - ①旅行開始日又は旅行終了日
 - ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地
 - ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更
 - ④運送機関の種類又は会社名
 - ⑤本邦内の出入空港又は帰着空港の異なる便への変更
 - ⑥宿泊機関の種類又は名称
 - ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件
 - ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項
- (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます)
 - ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ、戦乱、ウ、暴動、官公署の命令、オ、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
 - ②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金額による変更補償金の支払いに替え、これと同額又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

10、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体又は荷物が被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。

11、お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けず。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なること認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

12、個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願いなどのために利用させていただきます。
- (2) 当社は、前項の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関及び保険会社等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、住所、電話番号等の個人情報や、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただくことがあります。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・外務省その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。(3) 当社は旅行先でのお買い物等の便宜を図るため、お客様の氏名及び帰路航空便名等を、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している免税店などの土産物店に対し、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供することがあります。(4) このほか、当社がデータ処理や案内業務を委託している業者にお客様の個人情報を委託することがあります。(5) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。(6) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、本旅行条件書に記載しております取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

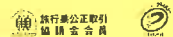
13、お客様の交替

お客様は、当社が承諾した場合、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができますが、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

14、その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) お客様が暴行団、暴力団員、暴力団関係者、その他社会的勢力であると判明したときは、当社はお申込をお断りする、あるいは旅行契約を解除することがあります。(3) 当社はお客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。
- (4) この旅行条件・旅行代金の基準日は2019年3月20日現在です。

●お申込み・お問合わせは



【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号

東武トップツアーズ株式会社 高崎支店

群馬県高崎市宮元町212 高崎宮元町ビル3階
 電話番号 027-325-3201 FAX番号 027-325-3913
 営業日・営業時間 平日9:00~18:00 土日祝日休業
 一般社団法人日本旅行業協会正会員
 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員
 総合旅行業務取扱管理者：飯田 雅晴 (012R.5.6版)

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。